

お客さま各位

足立成和信用金庫

「未利用口座管理手数料」新設のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与への対策として、一定期間ご利用のない口座が不正利用される被害を防止するため、「未利用口座管理手数料」を新設させていただきます。

1. 未利用口座となる口座について

最後のお預入れまたは払戻し（預金利息の入金および未利用口座管理手数料の引落しは除く）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座（無利息型普通預金口座および総合口座を含む）・貯蓄預金口座を「未利用口座」としてお取扱いいたします。

なお、本対象となる口座は2021年11月1日以降に新規開設された口座となります。

※ 紛失、盗難などにより停止されている口座も対象といたします。

2. 未利用口座管理手数料の引落し対象となる条件について

以下の条件をすべて満たす普通預金（無利息型普通預金口座・総合口座を含む）・貯蓄預金口座

- (1) 2年以上取引がない（利息の入金および未利用口座管理手数料の引落しを除く）
- (2) 当該口座の預金残高が1万円未満
- (3) 定期性預金・預かり資産取引等複合取引がない
- (4) 当座貸越を含む融資取引がない

3. 未利用口座管理手数料について

- (1) お客さまの口座が「未利用口座」となった場合、当金庫へお届けのご住所宛てに「ご案内」を郵送いたします。
- (2) ご連絡を差し上げてから一定期間経過後もお取引がない場合、未利用口座管理手数料として、年間1,320円（税込）をご負担いただきます。（当該口座から自動引落）

4. 未利用口座の自動解約について

- (1) 未利用口座の残高が未利用口座管理手数料未満（0円含む）のときは、口座残高をもって手数料の一部とし、同口座を自動的に解約させていただきます。
- (2) 一部ご負担いただきました未利用口座管理手数料のご返却、およびご解約いたしました口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。
- (3) ご案内を差し上げて一定期間（約3ヶ月）以内に、再度ご利用されるか、ご解約されますと、未利用口座管理手数料はかかりません。

※ 「ご案内」が延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものといたします。

※ 未利用口座管理手数料の取扱いについて変更がある場合は、ホームページ等でお知らせいたします。

以上